

構成員提出資料

綾構成員提出資料・・・・・・・・・・・・・P1

池田構成員提出資料・・・・・・・・・・・・・P8

立岡構成員提出資料・・・・・・・・・・・・・P10

西岡構成員提出資料・・・・・・・・・・・・・P12

行岡構成員提出資料・・・・・・・・・・・・・P23

渡辺構成員提出資料・・・・・・・・・・・・・P25



ワーキンググループにおける議論に対する意見



大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

各事業の在り方に関するもの①

【自立相談支援機関の在り方について】

(多様な相談者層、相談ニーズへの対応について)

《ワーキンググループでの意見》

- コロナ禍で、自営業者、外国人、女性、若年層などが新たな相談者層として顕在化している。その中には、生活困窮者自立支援制度による相談支援を求めない人もいるが、そうした相談を必要としない人たちも含め、新たな相談者層に対して、生活困窮者自立支援制度として、どのような支援を用意するか検討する必要。
- 自立相談支援事業とフードバンクや社会福祉法人の「地域における公益的な取組」において行われている現物給付等の取組との連携は、公的支援につながらない住民の潜在的な支援ニーズを顕在化する機能を持っており、強化していくべき。

《大阪府の意見》

- **自立相談支援機関が経済的に困窮する方の多様なニーズに迅速かつ柔軟に対応できるよう、例えば相談者を必要な支援制度につなぐまでの間、現物・現金給付の仕組みを導入するなど、自立支援機関の機能強化を図ってはどうか。**
- **自立相談支援機関とNPO法人や社会福祉法人等との連携を強化することは重要。自治体が多機関協働のネットワークを構築し、潜在的な支援ニーズを捕捉し適切に支援につなぐ連携体制をより一層推進することが必要。**

【現状】

- ・現金や食糧を含む現物給付が制度として位置づけられておらず、フードバンク等民間団体との連携や寄付・寄贈品、独自財源により確保。
- ・「給付」を行うことのできる生活保護制度へのスティグマが障壁となり、支援につながらない方が存在。

【参考】(大阪府の取組)

- ・現物支給を伴う支援については、フードバンク等との連携のほか、「おおさかしあわせネットワーク」(複数の社会福祉法人が「地域における公益的な取組」として拠出する資金を原資として、緊急的な支援を要する方に対し、食糧を含む現物給付とCSWによる相談支援を実施)による取組との連携を図り実施。
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」との有機的な連携を図り、行政、自立相談支援機関、社協、社会福祉法人、CSW等の多機関が協働する分野横断的なネットワークの構築、包括的な支援体制の整備、地域づくりの推進に向け市町村を積極的に支援。

【自立相談支援機関の在り方について】

（人員体制について）

《ワーキンググループでの意見》

- 自立相談支援事業の支援員は、従来より兼務が多いことに加え、コロナ禍で業務の負担が加重となっており、窓口としての機能の弱体化が危惧されている。生活困窮者自立支援制度の理念に基づく支援の実現のためには、自立相談支援事業に支援員を適切に配置することが不可欠であることから、各自治体において支援対象者数を把握し、地域特性も考慮した適切な人員配置の基準の設定を含めた人員体制のあり方を検討すべきではないか。

《大阪府の意見》

- ワーキンググループでの意見に同意。実施体制の整備や事業実施が円滑に推進できるよう、コロナ禍における相談支援や自治体ごとの実情を十分に踏まえたうえで人員配置基準を設定されるとともに、十分な財源措置を講じていただきたい。
- また、人員体制のあり方については、支援員等の量的確保の観点のみならず、質的確保の観点からの検討も必要と考える。人材養成については令和2年度より都道府県が実施主体とされたが、制度を所管する国として、研修事業に係る必要な財政措置、技術的な支援を講じていただきたい。

【現状】

- ・コロナ禍において、自立相談支援機関では通常の相談支援が行えない状況となった。今後もコロナによる生活への影響は予断を許さない状況であり、特例貸付を借り受けてなお、生活困窮にある方々を適切に支援する体制を整える必要がある。
- ・全国知事会や全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会、近畿府県民生主管部長会議等から例年要望。

各事業の在り方に関するもの②

【生活困窮者自立支援制度における生活保護受給者に対する支援の在り方について】

（一体的な支援の在り方等について）（生活保護制度の在り方について）

《ワーキンググループでの意見》

- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一体的な支援について、その範囲や方法について明確化する必要があるものの、両制度間の切れ目のない支援を実現し、被保護者が様々な支援を受けられるよう、就労準備支援事業、家計改善支援事業等のより一層の連携方策を検討すべきではないか。
- 他方で、生活保護制度と切れ目のない一体的な支援を行うためには、共通する理念の下で支援が実施されることが不可欠である。支援の一体的な実施により、生活困窮者自立支援制度の理念が失われることがないように留意する必要があるのではないか。
- また、両制度間での切れ目のない一体的な支援を行うためには、生活困窮者自立支援制度の人員体制への影響や負担、生活保護制度におけるニーズやメリットについて把握すべきではないか。その上で、各事業の支援員の目安数を設定することも含めて、生活困窮者自立支援制度の人件費への予算措置を充実すべきではないか。
- コロナ禍において、生活保護受給者は大きく増加しなかったが、その要因の分析が必要ではないか。生活保護制度が入りやすく出やすい制度になっているか、今般のコロナ禍における運用を含め、その在り方について、両制度の側から検証・議論を行うべきではないか。

《大阪府の意見》

- **生活保護に対するスティグマの緩和という観点からも、両制度が円滑に連携し、相互に乗り入れしやすい仕掛けづくりが必要。**
- **例えば、両制度双方の「入口・出口」においてスムーズな移行が可能な仕組みとして、生活困窮者自立支援制度の「支援プラン」と生活保護の「援助方針」の様式や、生活困窮の「支援会議」のスキームの共有化など、円滑に支援体制の引継ぎを行うことができる体制を導入してはどうか。**

【現状】

- ・生活困窮者自立支援制度の支援プランは支援調整会議に諮り作成し、本人の同意を得る一方で、生活保護の援助方針は福祉事務所で策定し、原則被保護者に説明されるとされているが、書面で示されないことがある。
- ・生活保護には障がい分野の自立支援会議、児童分野の要対協、高齢分野の地域ケア会議のような個別の支援困難ケースを協議する仕組みがない。
- ・稼働能力判定会議に、就労準備支援事業者が参加しコンサルテーションとして支援プランの策定に助言してもらうなど、就労指導と就労支援が連携できている事例も存在する。

各事業の在り方に関するもの③

【就労準備支援事業・家計改善支援事業の在り方について】

《ワーキンググループでの意見》

- 就労準備支援事業は、すぐに一般就労を目指すことが難しい人の可能性を広げる支援として欠かせないものであること、家計改善支援事業は、特例貸付の償還が開始されるなど特にコロナ後の相談支援において必要不可欠な事業であることを踏まえると、必須化すべきではないか。なお、両事業の必須化に当たっては、財源や研修の在り方について検討するとともに、地方の小規模自治体においても実施できるよう、国が積極的に広域実施に関与すべきではないか。
- コロナ禍において家計改善支援事業の必要性が高まっていることを踏まえ、例えば、生活福祉資金の貸付の際に、家計改善支援事業の利用を条件化するなど、家計改善支援事業を強化することが重要ではないか。

《大阪府の意見・取組》

- 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の必須事業化の意見に同意。この際、現在必須とされている自立相談支援事業と同様の補助率（国 3 / 4）とされたい。
- コロナ禍における生活福祉資金の特例貸付により、経済的生活困窮者が顕在化しており、生活の立て直しには、就労準備支援事業、家計改善支援事業は重要。
- 大阪府及び大阪府社会福祉協議会においては、特例貸付の償還免除には至らないものの生活に困窮する方について、自立相談支援機関につなぎ、家計改善支援事業等を活用した支援を行うなどの体制づくりを検討しているところ。両制度の連携を強化し、事業効果を高める制度設計が必要ではないか。

【大阪府における特例貸付の状況：令和4年1月7日現在】

	決定件数	決定金額
緊急小口資金	169,398件	32,171,790千円
総合支援資金	129,837件	68,404,125千円
総合支援資金（延長）	66,835件	35,311,110千円
総合支援資金（再貸付）	93,907件	49,865,200千円
計	459,977件	185,752,225千円

【就労に向けた準備の機会の確保について】

《ワーキンググループでの意見》

- 常用就職を目指した就労支援が本人の尊厳を奪うことがある一方、すぐに働き収入を得ることができるという即効性のある就労支援は本人の動機付けを高め、自立の加速に繋がる場合が多い。就労支援の在り方・選択肢を多様化し、柔軟な体制を確保することが重要ではないか。
- 就労準備支援事業と就労訓練事業、自立相談支援事業における就労支援を就労支援事業として統合した上で必須事業とし、事業展開や体制強化を図るべきではないか。その中で一般就労、中間的就労、障害者雇用（関係機関との連携）までコーディネートできる総合窓口を置くべきではないか。

《大阪府の意見》

- ワーキンググループでの意見に同意。

現在、就労支援については様々な段階ごとの事業として設定されているが、社会参加支援としての居場所づくりや、常用就職に向けた訓練など、多様化するニーズに応じ、かつ切れ目のない支援を提供できる体制が必要。

- また、就労支援の利用に向けた動機付けとして、利用者に対し訓練報酬や交通費の給付を制度化してはどうか。

【現状】

- ・就労自立をめざし、就労準備支援事業等の利用が適当であるが、その間の生活が保障されず事業の利用につながらない方が存在。
- ・雇用保険の失業給付の給付期間が終了した方や、就労期間が短く雇用保険の受給資格を有さない方は、求職活動中の生活費の金銭給付を受けることができない。また、就職活動や職業体験への参加者は、職業訓練受講給付金の対象とならない。

【自立相談支援機関と生活福祉資金制度とのさらなる連携強化】

《令和3年12月9日付 行政改革推進会議の意見》

- 社会福祉協議会の役割は、本来利用者に「寄り添う」ことであるが、本特例貸付の実施に当たっては、厚生労働省が迅速な貸付けを求めたことにより、こうした社会福祉協議会の良い面が十分引き出せなかったのではないかと考えられる。また、今後の貸付金回収の実効性には疑問がある。そのため、今後の対応を検討する際、貸付業務について金融機関を利用するといった選択肢も視野に入れるべき。

《大阪府の意見・取組》

- 要綱では、自立相談支援機関による相談支援が必須となっているが、相談支援が必ずしも具体的な支援につながっていない例も見受けられる。積極的な支援につながるような仕組みを講じることはできないか。
- 特例貸付は、事後に自立相談支援機関が介入することになるが、事前の関与よりも困難。関与し易くするための仕掛けづくりを検討できないか。

（例：家計改善、就労準備などの支援を一定期間受けることにより貸付上限額を上乗せするなどの支援を受けることとのインセンティブをおこなう、など。

- 今後、今回と同様の状況下において、貸付業務について金融機関を活用する場合には、自立相談支援機関との連携に十分留意した仕組みとされたい。

（例：滞納者に、自立相談支援機関での相談により、家計改善等の支援を受けることが妥当と判断される場合、当該事業による支援を受ける場合にはその期間の債務につき、免除／猶予される、など。

【現状】

- ・生活福祉資金の貸付について、生活福祉資金貸付制度要綱では、申込時において自立相談支援事業等による支援を受けることが必須であるが、コロナ特例貸付については、貸付の迅速化が優先されたため、支援の省略や簡易な支援とされ、自立相談支援機関の関与は希薄なものとなり、その結果、事後に相談支援を行うこととなった。

第2回「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」提出資料

(池田昌弘)

1. 社会的孤立を予防する「つながりづくり」や「支え合う地域づくり」の趣旨を明記

- 多様な課題を抱える生活困窮者を支援する各事業に加え、住民一人ひとりが身近な地域でより豊かに暮らしを継続できる、あるいは主体的な暮らしを取り戻すために、個々が持つつながりが切れないように、あるいは今あるつながりがさらに豊かになるように、つながりのある暮らしの意味や意義を地域みんなで共有し、支え合う地域づくりを推進する、社会的孤立の予防を法律の前面に押し出すことはできないか（地域共生社会の理念）。
- 地域支援が社会参加のための居場所づくりに集約されているが、居場所をつくり、そこに参加することのみならず、その地域で暮らす住民一人ひとりが、それぞれの持つ力を、地域みんなで活かし合うといった、「活躍支援」の視点を位置づけられないか（「中間的就労」の考え方や、介護保険の地域支援における「就労的活動支援」といった取り組みとの整合）。
- 課題を探して、それを住民主体で解決するといった、初めから課題解決を住民に押し付けるような地域づくりの手法は、各地で行き詰まりを生んでいる（「行政や社協、包括の人たちがニコニコして地域にやってきましたら気をつけろ！また何かやらされるぞ！」といった声も聞く）。住民は、その地域で暮らすために時間をかけて培ってきた知恵や工夫、技（術）を活かすとともに、誰もが参加しやすいお祭りなどのイベントの開催などを通じて、地域でつながり、気かけ合い、支え合う関係を築いてきた。福祉分野だけで地域づくりを担うのではなく、まちづくりや公民館活動など、多分野との連携・協働して進めることも、しっかり位置づけることも重要。
- 「支え合い」には、組織的な活動もあるが、住民同士がつながり支え合うといった、気かけ合い支え合う土壌づくりも重要だ。「支え合い」とは「適度に迷惑をかけ合うこと」といえるが、「他人に迷惑をかけることは恥ずかしいこと・いけないこと」という社会的な風潮（風）に変容を促し、他人に「助けて」と言え、助けてと言われたら（言われなくとも必要を認識したら放っておかず）「（専門機関等だれかにつなぐことも含め）助けること（寄り添うこと）ができる」社会を、福祉と教育等の連携・協働で目指すことは難しいか。

2. 「一時生活支援事業」■福祉における「属性を問わない緊急一時生活支援」機能の強化

○ 親の急死などにより、子どもや障害者等が残された場合、速やかに適切な支援につなぎ、対応することが求められる。ところが、福祉分野における施設・事業所等は、状態の落ち着いた人を事前にしっかりアセスメントして受け入れることを基本としている場合が多く、医療における救急外来、救急病院・診療所のような、急性期に対応する機能が極めて脆弱である。また、生活困窮者自立支援制度には、制度の狭間を支える機能があるが、受け皿となるシェルターなどの多くは分野別で整備されていることから、複合課題を受け入れることが難しい。24時間365日、いつでもだれでも、できればどこでも、緊急時に、可能な限り、属性を問わずに受け入れる「緊急一時生活支援」機能の整備を、制度に組み込めないか。

3. たとえばヤングケアラーなど新たな課題とその新たな支援策による支援者が、あるいは複雑・複合課題を抱える家族とその家族に関わる複数の支援者が分断や排除を生まないよう、当事者と支援者、地域住民間で上手に連携・協働を図っている事例の紹介や研修も必要ではないか（重層的支援体制整備事業とも関連）

4. 災害時における被災者支援体制を、平時から構築する

- 自立相談窓口や地域包括支援センター等常設の相談支援機関が、平時から気になる人（家庭）の災害時の対応のための対策を地域住民とともに準備するとともに、災害時にはこれらの相談支援機関に専門職を応援・加配するなどの強化が必要ではないか。
- 避難所や応急仮設住宅等での新たなつながりづくり等コミュニティ形成は、災害後に設置する「地域支え合いセンター」が担ってきたが、今後は平時から、自治会等地縁組織と連携・協働を進めるほか、住民主体の多機能拠点「地域支え合いセンター」的機能の常設化も必要ではないか。

5. 都道府県における分野横断による市町村支援

- 生活困窮者自立支援制度に加え、重層的支援体制整備事業を推進するにあたって、都道府県の生活困窮者自立支援担当部署は、地域福祉担当部署等福祉分野だけで地域づくりを担うのではなく、まちづくり部署や公民館活動等生涯学習部署など、多分野との連携・協働して市町村支援を担うことが、市町村の他分野との連携・協働を促進することにならないか。

生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第2回）への意見

NPO法人ワンファミリー仙台＆一般社団法人パーソナルサポートセンター 立岡学

① ワーキンググループ（あり方）に参加させてもらっておりますが、本日資料2の意見並びに新保先生の報告のとおりです。極めて、現場で感じている適確な意見が皆さんから出されたと思っています。ワーキンググループの皆さん！熱かったです。何より新保先生がその情熱的な皆さんの発言をまとめてくださったと思います。

② 自立相談支援員の人員配置についての意見がでました。現状、自治体の人口に対して、概ねの配置人員が決められていますが、その数字が適正であるかという意見は気になりました。もっと言えば、コロナ禍で新規相談件数は貸付の増加にともない、どこの窓口も軒並み相談件数は増えましたが、本来、新規相談件数に対し、何名が必要で、支援の質はどこまで担保をするのかを明確にする必要があると思います。

ここは（仕事を増やすのかと怒られそうな）提案ですが、次年度の社会福祉推進事業等で、自立相談窓口の管理者、主任相談支援員、生活支援員、就労支援員の業務について、どの業務にどのくらいの時間を要しているのか（例えば、面談に何時間、アウトリーチ業務に何時間、支援記録打ち込みに何時間、同行支援に何時間、どのくらいの残業時間が必要なのかなど）をタイムスタディ調査として実施し、

「働き方改革の法」に抵触しない、適正な人員配置を決めるとともに、自立相談支援員の人件費の適正（目安）価格を明確にし、質の高い人材を確保することが望ましいのではないかと思いますので、提案します。

③ 生活困窮者自立支援の窓口が被災者支援を実施するスキームをあらためて提案します。被災者の支援は既存の福祉＋災害関連法による支援スキームであることから、自立相談支援員の研修に被災者関連法のコマをいれ、災害時に避難所運営業務等の補助に入るスキームなどを検討する必要があると思います。特に昨年12月20日、参議院本会議で「個別の課題に寄り添い必要な支援を届ける「災害ケースマネジメント」の重要性を訴えた公明党の横山信一議員の質問に対し、岸田首相は、先進的に取り組む自治体の好事例を全国の自治体に今年度中に共有するとし、「災害ケースマネジメントの仕組みづくりを進めたい」と答弁しています。これは、被災者の自立再建において、最後の最後までサポートし続ける必要がある人は、「被災困窮者」であり、自立相談窓口が災害発生時から最後の復興のところまで寄り添い続ける支援をしていくことを意味していますので、ぜひ法改正において、被災者支援の部分を困窮法で拡充させていただくことを、東日本大震災の被災者の一人としても、要望します。

④ コロナ感染症拡大で貸付を受けた方の償還免除はわかりやすく、「緊急小口」と「総合支援資金初回貸付」分は令和3年度又は令和4年度が住民税非課税であれば、「延長貸付」分は令和5年度が住民税非課税であれば、「総合支援資金再貸付」分は令和6年度が住民全非課税であれば、償還免除となります。コロナ同様に自然災害で生活が大変な状況になった貸付事例として、阪神淡路や東日本大震災の被災者向けの「災害援護資金」があります。これも、被災した低所得者向けの貸付。ただし償還免除（借受人の死亡・重度障害に加え、返済期限10年経過後において無資力またはこれに近い状況、かつ支払うことができる見込みがないこと）はあるのですが、実際に国が免除を認めないために、自治体も債権管理コストを払っている状況です。

コロナ貸付も東日本大震災の災害援護資金貸付も同様に自然災害で苦しんだ方々になりますので、償還免除は同様の取り扱いをする必要があると思いますので、見直しを検討していただく様に提案します。

第2回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会

就労準備支援の必須化、就労訓練を利用した支援の推進に関連して(発言メモ)

A'ワーク創造館 西岡正次

第1回検討会において、コロナ禍による相談者像に関する分析や自立相談機関へのアンケートの結果が示され、新たな相談者(コロナ前は潜在的な困窮者)の姿や就労支援への期待が明確になりました。そこで、前回の検討会やWGの意見等に関連して、表記の課題について発言したいと思います。

1. 就労準備支援や就労訓練をめぐる問題、現場の悩みと対策

就労準備支援では「支援期間の長期化(滞留)している」「就労準備支援を利用する判断基準を整理したい」「就労をイメージしにくいと『とりあえず』就労準備を案内している」「就労準備支援の利用を終結する判断基準を整理したい」「就労準備支援の利用件数が増えない」「社協やNPOが協力事業所を開拓しても利用した支援が進まない」「就労準備支援利用後の次の段階がイメージできない」など。

就労訓練では「認定事業所の開拓は進んでいるが、利用した支援件数が伸びない」「障害者就労支援サービス事業者が認定事業所になったが、利用ケースがない」など。

- (1) 就労準備支援プログラム(体験や教育訓練等)や就労訓練による支援プログラムが、自立相談支援の相談段階で利用できるように定義されていない(従事する職務や作業の内容や特徴、職場環境の特性、期待される支援効果など)。そのためプログラムや事業所(作業内容)のリストだけでは支援方針にそって、就労準備支援や就労訓練の利用を相談者と話し合うことはできない。別紙:発言メモ資料1~4ページ
○プログラムや体験、就労訓練の定義に関するガイドライン(事業所・企業との関係づくり含め)を提示する。○ガイドラインによるプログラム等定義の取組みを評価しその結果を公表する。○就労訓練アドバイザー、就労訓練事業所育成員、社会資源の開拓・活用に関するスーパーバイザー等の養成や研修を行う。
- (2) 生活困窮者自立支援制度や障害者支援等において、就労支援は多様な支援主体が継続して関与するケースワークとして展開されることが示された。自立相談支援機関では相談者の事情を踏まえて、就労準備支援や中間的就労、無料職業紹介の利用、定着支援あるいは一般求人の利用など「働く場を利用した就労支援」の内容を精査して、もっとも効果的な利用を促し支援することが問われる。しかし、前項(1)のように「働く場を利用した支援」の内容(仕事や働き方(従事方法)、職場環境等)が備わっていなければ、支援の判断も利用の促進も進められない。別紙:発言メモ資料1~4ページ
○前項(1)のプログラム等の定義を推進し、プログラム等を利用した相談支援に関するガイドラインを提示する(セサメントツールや中間的就労にかかる「就労パスポート」「ナビゲーションブック」等の工夫など)。
○個別支援にかかる「働く場を利用した支援」の効果について評価指標を追加する ○自立相談支援機関や就労準備支援事業者そして(1)の社会資源の開拓・活用の関係者が協働して、「働く場を利用した支援」の質量の拡充を図る
- (3) 「新たな相談者層」(資料2の1ページ)に対する相談支援が指摘されている。すでにアウトリーチ支援などが事業化され、また重層的支援整備が進められようとしているが、自治体・地域における多様な一時相談

の機能の改善も欠かせない。早期発見早期支援には様々な相談窓口において「未だ言葉にならない支援ニーズ(眩きや家族等の心配事等)」に気づき、自立相談支援機関等の利用を促すことが重要であろう。

2. 「訓練を利用した就労支援」の推進に向けて(資料1の28ページ～)

コロナ禍に対応して、「新たな雇用・訓練パッケージ」(厚生労働省職業安定局)や「ひとり親自立促進パッケージ」(厚生労働省子ども家庭局)等が出され、「訓練を利用した就労支援」に関心が高まっている。求職者支援訓練は○訓練内容の企画・決定(JEED) ○受講者の募集・決定 ○自立相談支援機関等による就労支援との関係は分断されたままである。自治体は「訓練を利用した支援」の効果が期待される相談者・就労困難者に向き合っているが、訓練を利用した支援が進め難い状況が続いている。

⇒別紙:発言メモ資料5～9ページ

上記パッケージによって緩和された「働きながら」利用できる求職者支援訓練について、介護従事者養成コースを自立相談支援機関と連携を丁寧に行って実施したところ、受講希望者の掘り起こしや継続支援が順調に進んでいる。

ひとり親に対する「訓練を利用した支援」については、CADオペレーター養成訓練を3つのパターンで推進を試みたところ、①公的訓練の一部を「高等職業訓練」に位置付ける場合(もっとも一般的なパターン)、実施する養成機関に公的訓練の実績が問われ機動的に実施できなかった。②公的訓練に準ずる訓練として自治体が高等職業訓練に位置付ける場合、自治体の担当部署が国補助による活用を改め判断する必要があり、受講希望者の掘り起こしには至らなかった(自治体の利用が少ない)。最後に③独自に訓練(受講負担なし)を企画し、自立相談支援機関等と連携した受講者の掘り起こしのほか、受講中の継続相談、当事者集団づくり、生活支援(フードバンク利用等)を併せて実施したところ、全員が修了し転職準備を進めている。

「新たな相談者像」に対する就労支援には、今後「訓練を活用した支援」や「働く場を利用した支援」が欠かせない。関係者の協議や協働が促進されるよう期待する。

○効果的な「訓練を活用した就労支援」に対応した訓練の企画・実施機関の拡充を図る ○そのため「地域訓練協議会」(資料1の28ページ)等に自立相談支援機関や就労準備支援等の関係者を加える
○「訓練を活用した就労支援」を推進するため、訓練活用にかかる自治体や自立相談支援機関の役割を定める ○中間的就労の進捗に併せて、「働きながら、学び(訓練を活用し)ながら」キャリアアップが準備できるよう訓練関係を拡充する ○自立相談支援機関等における「訓練を活用した就労支援」にかかる相談支援を向上する

1 「働く場を利用して、次のキャリアステップを準備する」支援

(1) 働く場を利用した就労支援プログラム

事業者や企業等と連携し、そこでの職務・作業等に従事することを組み込んだ支援プログラムには、次のようなプログラムがあります。

※従来の「履歴書と面接」による求職活動を修正する支援として登場。見学・仕事カフェや体験、訓練付き就労、支援付き短期就労などを介して、仕事と働き方・職場環境等を学ぶ・確かめるステップを用意する

(1)仕事見学・就労体験等

(2)支援付き(配慮付き)有期就労等

1 就労訓練 非雇用型

2 日払型・週払型(無料職業紹介の活用)

3 公共調達案件(優先調達)と組み合わせた支援付き就労等

(3)無料職業紹介を活用した支援

1 支援付きマッチング(体験、職務アレンジ等)

2 就労訓練(雇用型)

3 有期実習型訓練(雇用)

4 職業訓練を組み合わせた有期就労準備(雇用)

5 中期目標型就労準備(雇用) ※就労訓練

(4)企業内訓練等の利用 など

中間的就労

(2) 「働く場を利用した就労支援」で連携・協力する企業・事業所等のタイプ

2-1 就労支援をミッションの1つとしている団体・事業所

障害福祉サービス事業所、若者支援団体、ひとり親支援団体、男女共同参画推進団体、高齢者支援団体、出所者等支援団体、居住支援団体ほか

2-2 法制度による協力企業・事業所等(認定・認証等)

認定就労訓練事業所(生活困窮者自立支援法)

ユースエール認証制度(若者雇用促進法)

障害者雇用優良企業認証制度

にもす認証制度(障害者雇用に関する優良な中小事業主認証制度)

くるみん認定・プラチナくるみん認定(次世代育成支援対策推進法)

えるぼし認定・プラチナえるぼし認定(女性活躍推進法) ほか

2-3 支援活動等に協力する企業・事業所等

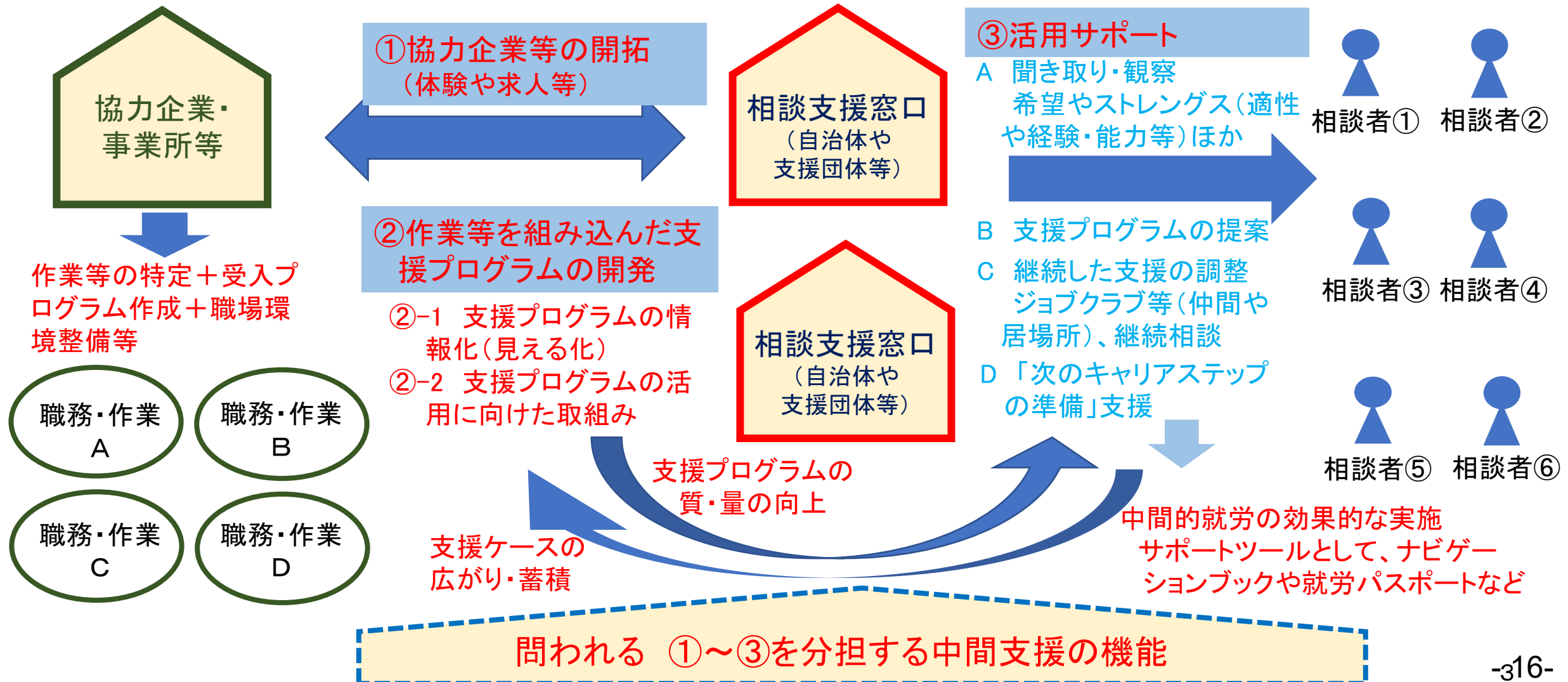
公共調達の応札・落札企業等(総合評価落札制度や優先調達〔3号随契〕)

就労体験等の協力事業所

無料職業紹介の登録(求人)事業所 ほか

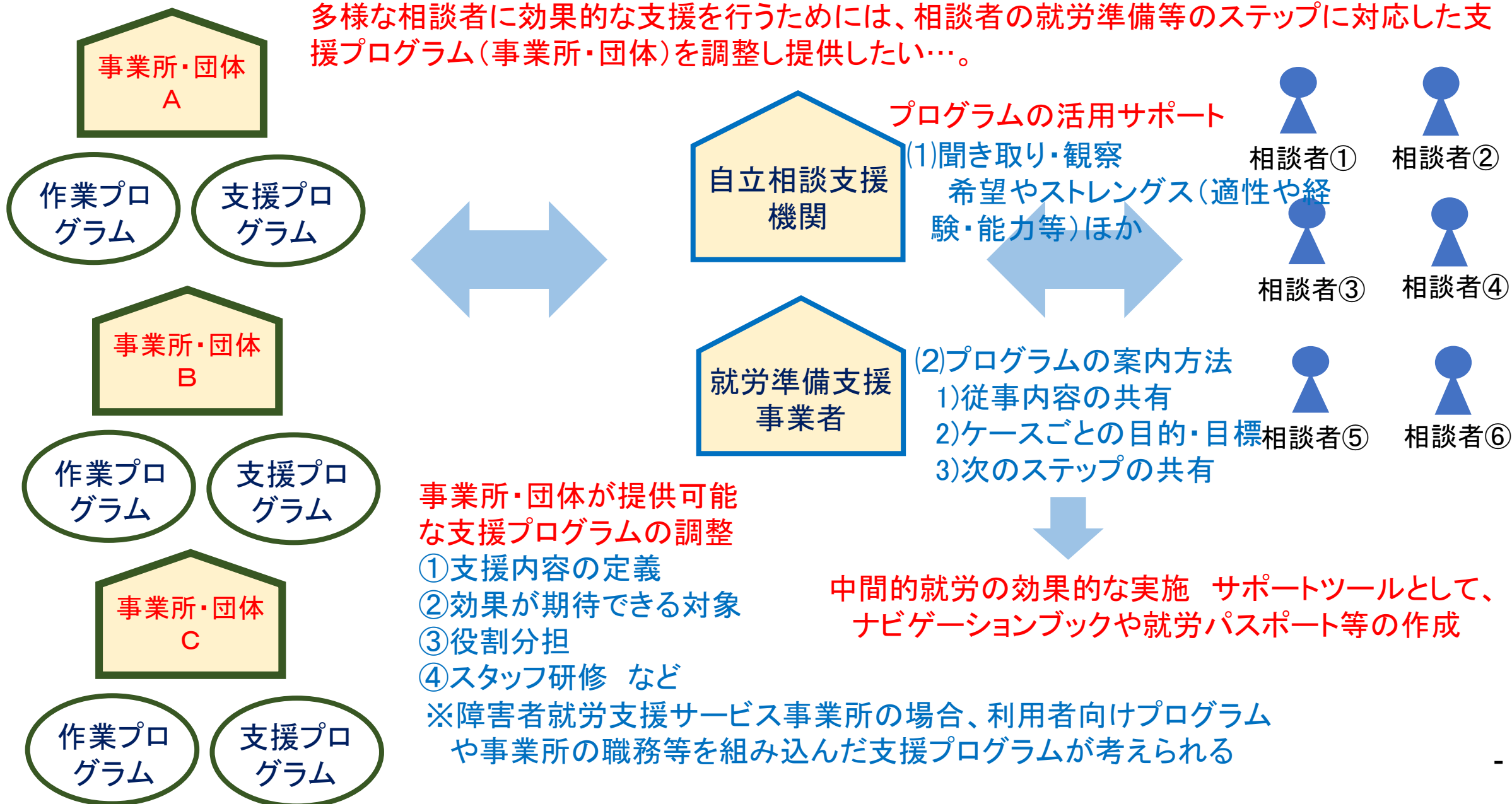
(3) 「働く場を利用した支援プログラム」の開発と利用促進の課題

協力事業所等の開拓だけでは利用は進まない。①～③の取組みが問われる。しかし、支援機関や団体が単独で①～③の機能整備を行うのは難しく、①～③を先行して担う中間支援の役割・機能が欠かせない



(4) 就労支援をミッションとする事業所・団体との連携と課題

多様な相談者に効果的な支援を行うためには、相談者の就労準備等のステップに対応した支援プログラム(事業所・団体)を調整し提供したい…。



2 「訓練(学び)を活用しながら、次のステップを準備する」支援

(1) 模索が始まった就労支援と「学ぶ(教育訓練)」の連携

政府は、新型コロナの影響を受けた非正規労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議において「**非正規労働者等に対する緊急支援策について**」(3月16日)を決定し、その中で「就労支援の強化」「教育訓練の拡充」あるいは「就労支援と労働施策の連携」等の改革がいくつか示されました。さらに岸田政権は求職者支援訓練の利用要件の緩和や転職支援の創設などを打ち出しています。

1つは「**ひとり親自立促進パッケージ**」(厚生労働省子ども家庭局)

2つ目に孤独・孤立対策にかかる「**生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業**」

3つ目に「**新たな雇用・訓練パッケージ**」(厚生労働省職業安定局)

※緊急対策関係閣僚会議前に発表

これらに共通していることは、「キャリア形成の孤独・孤立」が顕著な就労準備段階に着目し、「働きながら、新たなキャリアへの足掛かり」とできるよう職業訓練(学び)のハードルを下げるものです。しかし、その推進には、**自治体の就労支援との連携が欠かせないもの**となっています。

(2) 期待される自立相談支援機関や自治体の役割 ～多部門・多機関連携＋企業連携～

(1) 訓練(講座)リストを、効果的な就労支援プログラムに作り直す

①訓練を活用した支援プログラムの開発 ②訓練機関等との連携 ③訓練を活用した個別支援の応援(受講継続や転職等の中間支援) が問われています。⇒7ページ

(2) 自治体が主導可能な訓練:ひとり親向け**高等職業訓練**を見直す

①「ひとり親自立促進パッケージ」のうち、高等職業訓練の拡充に対応した「**訓練を活用した就労支援**」が問われています

②「ひとり親自立促進パッケージ」と連動した「生活困窮者及びひきこもり支援に関する民間団体活動助成事業」による「**転職カフェwithスクール(スキルアップ訓練)**」の実施 ⇒8ページ

(3) 就労支援との**連携が期待される訓練**:求職者支援訓練、有期実習型訓練ほか 「**新たな雇用・訓練パッケージ**」に対応した「**求職者支援訓練を活用した就労支援**」の課題と推進イメージ ⇒9ページ

(4) 自治体・地域が主体となる**訓練と企業等の支援、就労支援等のパッケージ**

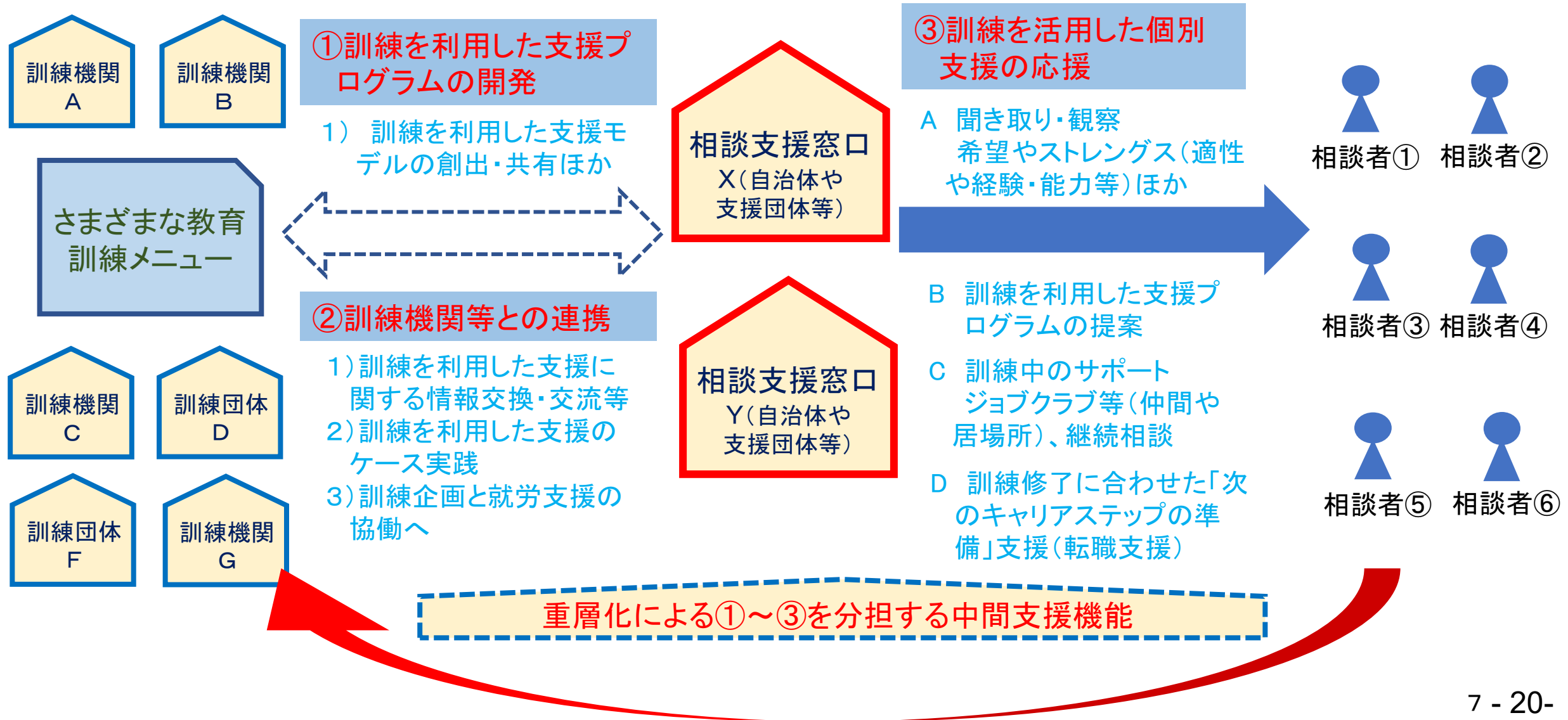
地域活性化雇用創造プロジェクト(都道府県。H28～)、地域雇用活性化推進事業(市町村・特別区。H30～)

※豊中市地域雇用活性化事業

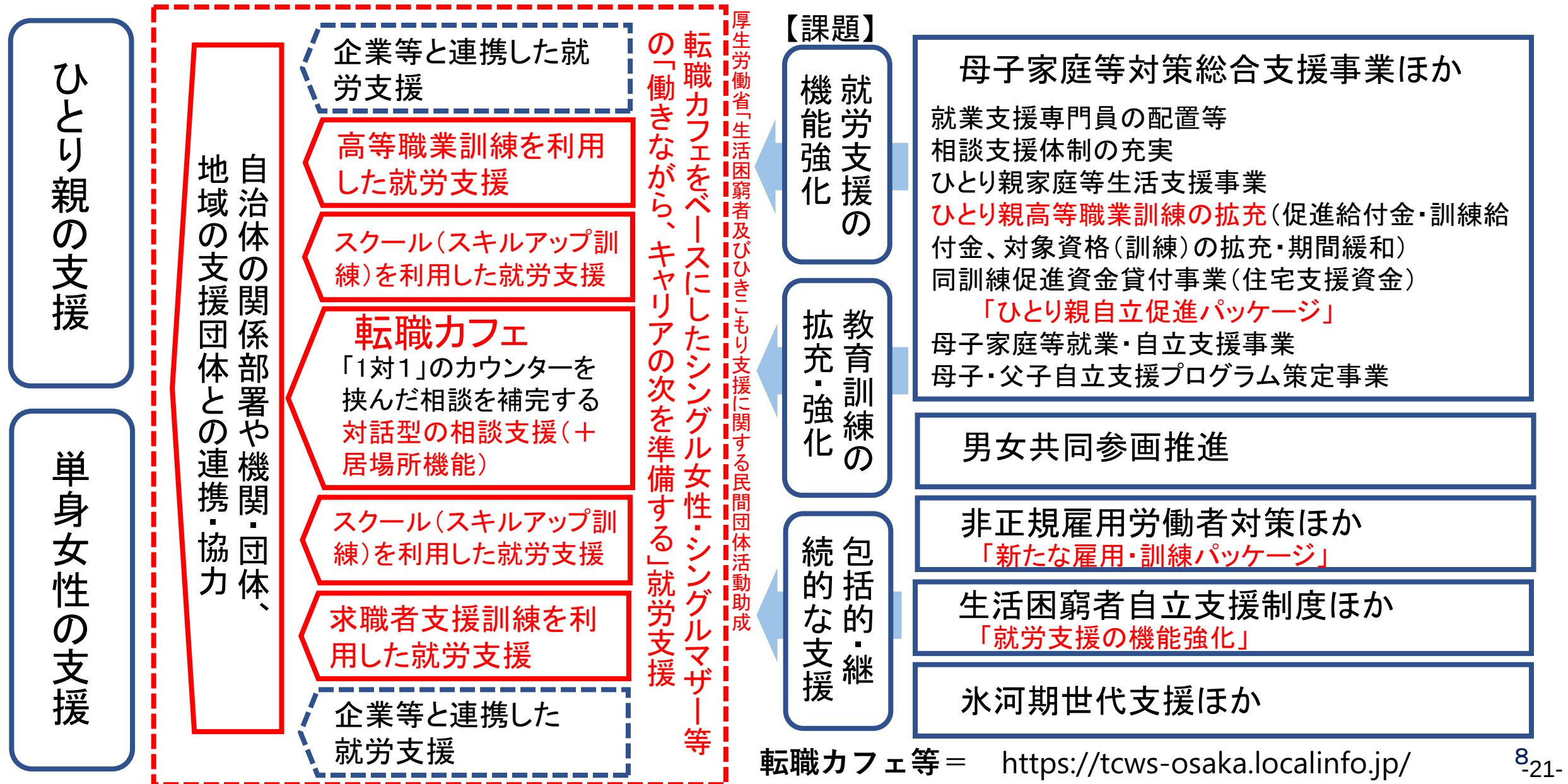
https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/roudou/koyo_kassei/chiikikoyou_gaiyou.html

(3) 「訓練を活用した支援」プログラム

★利用しやすい**訓練メニュー**、★継続した寄り添い支援を組み合わせた**支援プログラム**の実装

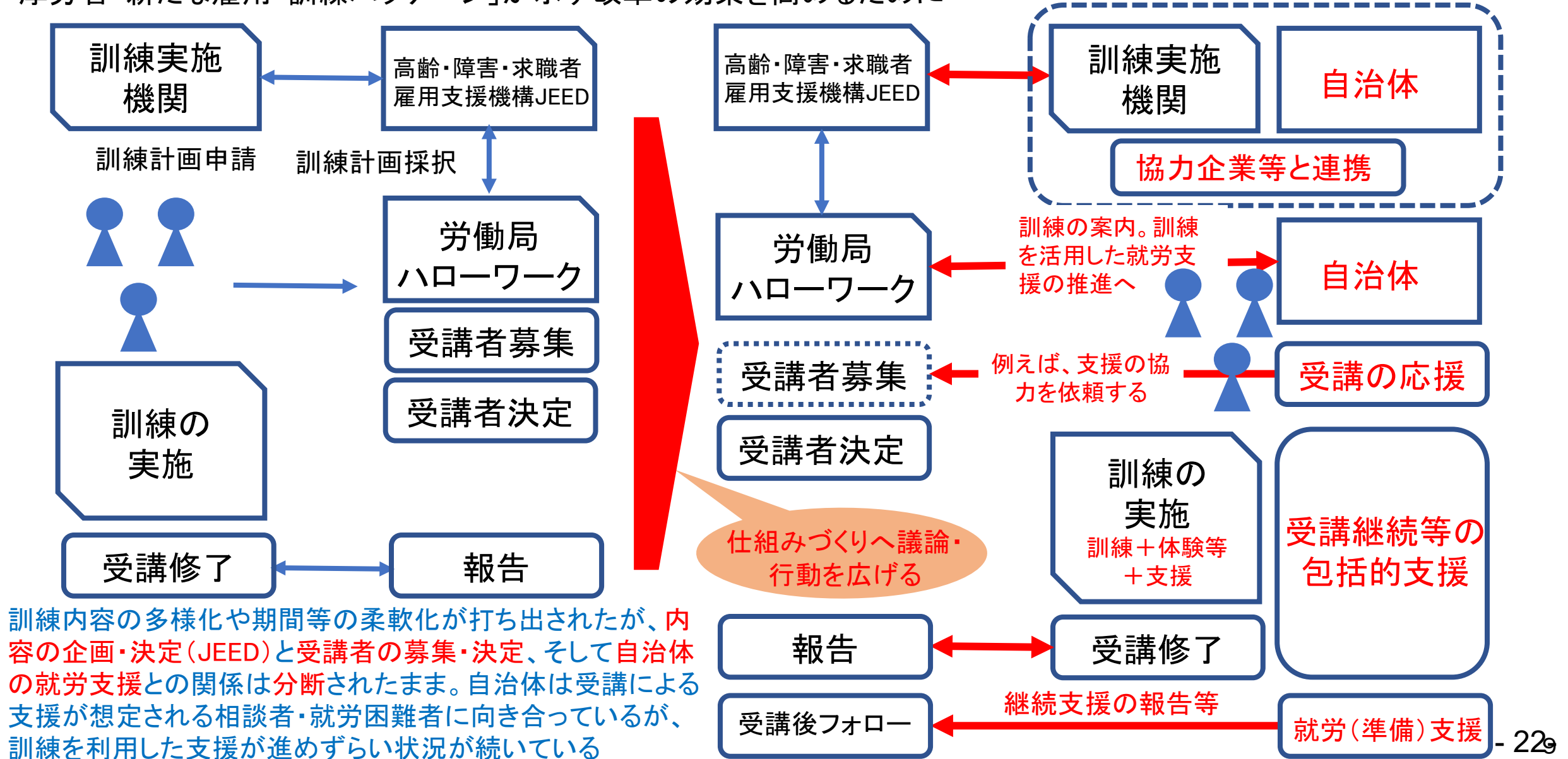


(4) 自治体を起点にした「働きながら、学ぶ・次のステップを準備する」支援の試み



(5) 就労支援と労働施策を架橋するには… ～求職者支援訓練の場合～

厚労省「新たな雇用・訓練パッケージ」が示す改革の効果をも高めるために… 訓練実施機関・自治体共同企画型の検討も



生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会 (第2回) 意見書

令和4年1月24日
グリーンコープ 行岡みち子

【前回の検討会における指摘事項に関して】

P4の「生活困窮者」とは？3項

現状で、自立相談支援機関が窓口としてのみ機能し、他機関に相談者を振り分けて支援終了としたり、連携先をつなぎ先と理解し、つなぐだけで支援終了となる事業所が見受けられる。「連携はつないだら終わりではなく、つなぎ戻す」ことが重要なことを明確に表現していただきたい。

P11の「生活困窮者自立支援の機能強化」

若者等からの相談においてはSNS相談は欠かせないが、安全なサーバーが必要とのことで取り組めていない自治体が多い。自治体で自由に使えるサーバーの設置等も基本部分の利用促進を図って頂きたい。

P14～15「令和3年秋の年次公開検証のとりまとめ（令和3年12月9日行政改革推進会議）」P15（参考）

非常時の貸付業務はリーマンショック時にも社会福祉協議会や労働金庫等で実施され、その主要な役割は生活資金とともに中学・高校の卒業・進学資金としてクローズアップされていた。その後、リーマンショック時に貸付した資金の弁済が進まず、生活福祉資金等の利用・申請は対象にはなるが債務残があり貸付には該当しないため、必要な資金の利用ができない状況があった。コロナ禍でも10年前の債務残があり、承認されなかった母子家庭等があった。非常時に貸付等で対応すべきなのかどうかを含め検証が必要である。

金融機関を利用した貸付業務の選択肢については、金融機関では主として信用審査の結果から貸付の有無を基本としているため、運用する際に非常時の福祉的貸付業務として機能するのかの不安が残る。さらに生活福祉資金の貸付を金融機関でも実施することは困窮者に過剰過大な貸付を行うこととなるため「多重債務問題改善プログラム」に逆行しているのではないかと危惧する。

非常時の生活資金の貸付は、貸付と相談支援が一体となった「顔の見える融資」（丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け）を行う「セーフティネット貸付」として幅広い視野で検討すべきと思う。

<まとめ>

- ①これまでと現時点から考えられる社協や金融機関での貸付業務は、顔の見えるセーフティネット貸付としての役割・機能を持たせた運用であることを前提に検討すべきである。
- ②その中でも多重債務改善プログラムにある「顔の見える融資」（丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題

の解決に資する場合に限って低利の貸付け）を行うことが、生活困窮者が抱える多重債務問題を解決し、困窮を予防することになる。

③その対象者の中で生活困窮者自立支援制度(支援プラン)につなぐことが望ましい利用者は確実に困窮者支援につながる制度・仕組みを考えるべきである。

④社会福祉協議会での貸付業務は社協の見守り体制と家計改善支援体制、また金融機関等(信用審査)態勢と家計改善支援体制などを組み合わせて、どうすれば最適な貸付業務体系となるのかなどもテーマに検証すべきと思う。

【ワーキンググループにおける議論の報告】

各事業の在り方に関するもの①

P 1（多様な相談者層、相談ニーズへの対応について）

新たな相談者層以外に高齢者の相談も増加傾向にある。年金と就労収入で生活していたが、失業し再就職が難しい人、片方が亡くなり、残された年金では生活できなくなっている人、コロナ禍で子どもからの支援が切れ、年金だけで生活できない人など、生活保護基準のボーダー線上的高齢者が増えている。地域での発見や連携先との共有など意識できるようにしていただきたい。

各事業の在り方に関するもの②

P 2（生活保護の在り方について）

短期の生活保護利用をみとめ、その期間は生命保険、住宅ローン、車両の保有、移転を条件としないなどの柔軟な対応を可能にして頂きたい。

各事業のありかたに関するもの③

P 3 家計改善支援

- ・今後の家計改善支援の相談数の増加と支援内容の強化のため、家計改善支援は必須事業とすべきである。
- ・生活困窮者自立支援の相談時に決済可能な相談支援付きの小額（3万円以内で必要最小限の資金）の緊急貸付はフードサポートと併用し、年金や給与支給日までのつなぎの資金として有効である。困窮者支援の窓口配置できるよう検討頂きたい。
- ・特例貸付の償還業務に家計改善支援を組み込み、償還対象外の人への支援を強化していただきたい。
- ・オンラインによる法テラス相談を強化していただきたい。
- ・支援員に対するスーパーバイズという意見があるが「スーパーバイズ」の意味を明確にすべきである。相談者本人の意向、個人情報や自治体間の壁等ある中で、支援員の専門能力やスキル重視に傾くことが無い様にしたい。

以上

新しい就労支援の未来を考える勉強会第1回配布資料より一部抜粋
～非正規女性・ひとり親等の就労支援のあり方について～

渡辺構成員提出資料

今の就労支援制度では届かない非正規ひとり親等の現状と 就労支援プログラムの必要性について

NPO法人キッズドア
コロナ災害支援室
2021年9月30日

今の就労支援制度では届かない支援

今の就労支援制度では届かない支援

■ 国や行政、ハローワークなどで行なっている就労トレーニングを利用したことはありますか？

- ・利用したことがない：81%
- ・利用したことがある：19%

■ ひとり親や生活困窮されている方のために、国や行政で様々な就労支援事業を行なっているのを知っていますか？

- ・知っているが利用していない：52%
- ・知らない：27%
- ・利用したことがある：21%

■ 母子家庭父子家庭が看護師、介護士等の資格取得を支援するための高等職業訓練促進給付金等事業を知っていますか？

- ・知っているが利用していない：65%
- ・知らない：29%
- ・利用したことがある：6%

キッズドア調査
N=649 調査時期：21年1月時点

キッズドアが全国の困窮子育て世帯に調査した結果、行政が実施している就労支援には、当対象にはリーチしきれていない現状が分かってきた。

参考資料

（コロナウイルス関連などで）家庭を支援する制度の情報はどこから入手していますか。（複数回答可）

1	キッズドアからのLINE・メール	467	66%
2	ネットニュース	342	48%
3	テレビ	297	42%
4	各種SNS	253	36%
5	他のNPO法人からの連絡	163	23%
6	市政便りなどの広報誌	161	23%
7	市役所・区役所のHP	155	22%
8	友人知人からの口コミなど	115	16%
9	新聞	59	8%
10	国のHP	53	8%
11	所属しているコミュニティなど	30	4%
12	ラジオ	9	1%
13	その他	5	1%
総計		—	706

キッズドア調査 21年9月
 N = 706

今の就労支援制度では届かない支援

①負担額が大きい

- 高度就職支援は貯金がないと使えない。民間の資格を取ってもあまり就職につながらないので、国家資格などもっと就職に強い資格や技術がとれる就労支援がほしい
- 自己負担率が高すぎて利用できません。また訓練中の生活費が捻出できないため訓練を受けることができません。訓練を承ける際の金銭的な補助をもう少し拡充してほしいです

②時間的な制約があり参加できない

- 現在働きながらだと時間に決まりがあるため就労支援に参加できないと言われ、断念したことがあるので、融通をきかせて欲しいと思った
- 資格を取得する講習会には、昼間は現在の仕事があり、夜は小さな子供がいるため、参加が厳しいです。自宅でテキストがあれば取得出来るものなのか、勉強する時間があるのかなど不安があります。

③獲得できる資格の幅が狭い

- 看護師、介護士だけではなくもう少し幅を広げてほしい。宅建とか、行政書士とか。あと、こういう就労支援の学校に通う場合 子供の面倒をみってくれる人が必須ですが 私には、そういうフォローをしてくれる人はいません。そういう細やかな所まで支援してほしいと思います。
- 医療事務を職業訓練に通い取りましたが、収入がとても安すぎるのと経験がある方の募集が多い事。未経験だと難しい。



今の就労支援制度では届かない支援

・大学を卒業したものの、キャリアや収入にはつながらず、いわゆる典型的なマミートラックにはいり、キャリアを諦めた。離婚し、大黒柱になって4年、非正規雇用で低収入。子どもたちに経済的な理由であきらめさせることが多いのがとてもつらい現状を一刻も早く打破したい強い思いで参加します。よろしくお願いします。

・コロナで解雇になり、シングルマザーで中学、大学生と大変お金がかかる時期での解雇に頭抱えています。早急に就職活動していますが、年齢とスキルの無さに落ち込んでいましたが、プログラムを見て再度、色んな形の働き方や学ぶ事を再認識し意欲的に子供の為にも、再出発しないと新たな気持ちで参加したいと思いました。

・自分にまったく自信がなく、できることなんて何もないと思ってしまったので、自分の強みを知って就職につなげていきたい。

・子供が英語を勉強したいといっているので、学費のために少しでも収入がアップする職につきたいと思っています。

スキルのなさや、また就労に向けての自らの強みが見いだせておらず、前向きになれない方が多い傾向にある。

今の就労支援制度では届かない支援

孤独や不安を抱えている方の割合が高い。

■ 不安や孤独を感じることはありますか？

孤独や不安があると回答した方

89% 1747名/1972名中

21年4月5日～21日調査結果（キッズドア調査）

■ メンバーからの声

コロナの影響で、元々仕事が少なくなっていたところに、営業ノルマやその他コロナ対応などがのしかかり、**鬱を発病してしまいました。**
それまでは離婚後バリバリ働いており、まさか自分が、という感じです。

■ 2019年1月～12月と比較して2020年の気持ちの変化はありましたか？

※複数回答可

「気分が落ち込んで、何が起こっても気が晴れないように感じた」と回答

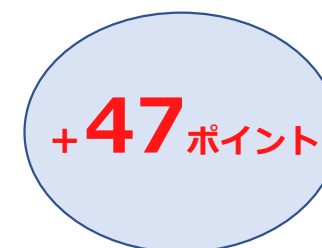
・ 今回のキッズドア調査



・ 厚生労働省の調査（20年6・7月時点の状況）



※新型コロナウイルス感染症に係るメンタルヘルスに関する調査 概要・結果①（20年9月実施）



今の就労支援制度では届かない支援

①仕事・子育て・家事等で就労支援の時間確保ができない

- ・平日夜・土日開催のオンラインなら参加できる（子供を見守りながら）。
- ・そもそもハローワークに行く時間がない。
- ・労働時間を自分でコントロールしづらい。

②情報にリーチできていない

- ・「高等職業訓練促進給付金等事業」などの認知が約7割程度となっている。
- ・キッズドアのアンケートで、「支援情報をどこからえますか？」 キッズドアからのLINE・メール 66%, 市政だよりなどの広報誌23%、市役所区役所のHP22%、国のHP3%との結果となった。

③就労に前向きになれず、またきっかけもない。

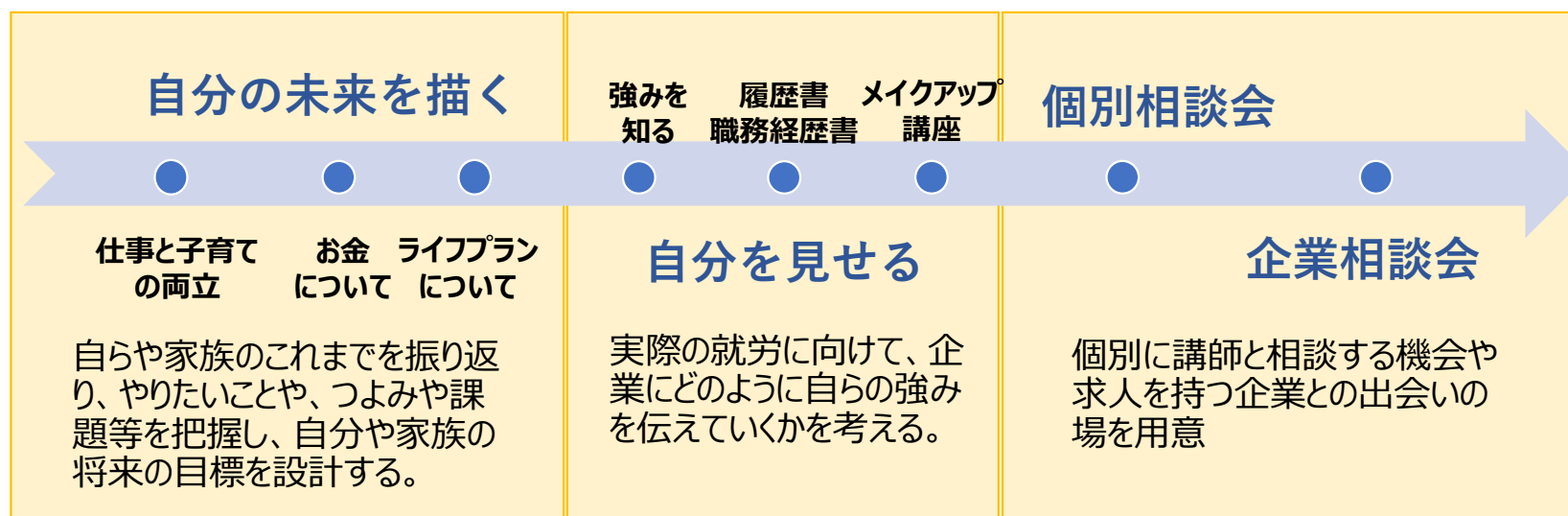
- ・自信がなく前向きになれない。
- ・上記のため就労や就労に向けて取り組むきっかけがない※
※MOS資格取得支援（受験料支給とテキスト配布、メールでのフォローのみ）で「勉強自体久々だったので、試験勉強が楽しかったです。試験がなかったら勉強しなかったもので、とても良い経験ができました。」などのコメントを頂戴。

わたしみらいプロジェクトとは

わたしみらいプロジェクトとは

3か月間の寄り添い型のオンライン就労支援

「ひとり親」「多子家庭」などの生活にお困りの方たちに寄り添った就労支援を3ヶ月にわたって開催。これまでお母さんたちの就労支援に携わってきた3名のプロフェッショナルたちによる、**子育てと仕事の両立の方法から、自分の生活状況にあった仕事の見つけ方、実際の履歴書の書き方**に至るまで学習する。また講師との個別相談会や、実際の求人を出している企業とのマッチングイベントを開催。



わたしみらいプロジェクトとは

■ 概要（1期の実績）

- ・参加人数：52人
- ・対象者：キッズドアファミリーサポートにご登録の困窮子育て世帯
- ・応募方法：PCやスマートフォンからアンケート回答
- ・募集期間：2021年1月12日（火）～1月21日（木）
- ・時間：各回約90分
- ・開催日時：2021年1月～4月（※企業相談会は6月開催）
隔週土曜日、AM9時開始
- ・応募数：52人（応募者は全員当選）
- ・開催方法：Zoom

■ 講義の流れ（講義によって多少異なる）

- （1）アイスブレイク（Zoomの使い方など）
- （2）講義
- （3）各人のワーク（例：自分の夢を書き出してみよう！）
- （4）各班（3～5名程度）に分かれて（3）を他のメンバーに共有
- （5）講義



↑開催の様子

わたくし未来プロジェクトとは

担当する講師陣の紹介



小安美和(こやす みわ)
株式会社Will Lab

大学卒業後新聞社に入社。配偶者の転勤でシンガポールへ。2005年株式会社リクルート入社。2013年株式会社リクルートジョブズ執行役員 経営統括室長 兼 経営企画部長。2015年より、リクルートホールディングスにて、「子育てしながら働きやすい世の中を共に創るiction!」プロジェクト推進事務局長。2016年3月同社退社、2017年3月 株式会社Will Lab 設立。

岩手県釜石市、兵庫県豊岡市などで女性の再就労支援、人材育成等に関するアドバイザーを務めるほか、企業の女性リーダー育成に取り組んでいる。2019年8月より内閣府男女共同参画推進連携会議有識者議員。



田中 彩(たなか あや)
NPO法人ママワーク研究所 理事長

ベンチャー企業で総務部長をしていたが、出産を機にリタイア。専業主婦⇒再就職挫折の経験から、「子育てしながら、自分らしく働きたい」ママ達をサポートすべく、2012年にNPO法人ママワーク研究所を設立。社会復帰希望ママとママ人財の力を活かしたい企業のサポート活動を行う。「家族から必要とされ、組織からも頼られる、そんなママをもっとたくさん増やしていきたい。」を追い求め、ママ向けスクールや企業向けコンサルティング、企業とママ人財が出会う「ママドラフト会議(R)」等を展開してきたが、再就労マッチングまで責任を持つ存在でありたいと 職業紹介免許の取得に発起。グループ会社を2017年1月に立上げ、WorkStep株式会社の代表取締役となる。ひとり親の再就職について相談を受けることも多く、大変な時期だからこそ「頑張り過ぎない」スモールステップの再就職支援を心掛けている。2児の母。



蒲生 智会 がもう ちえ
株式会社スリーアウル 代表取締役

株式会社パソナにおける拠点責任者等を経て、2013年より女性活躍推進・ダイバーシティ推進事業に従事。中企庁・厚労省事業でのキャリアにブランクのある主婦の再就職支援事業の統括リーダーとして延べ250回、事業参加者8,500名を超える講座の企画・運営、セミナー講師を務める。合わせて女性活躍推進に関連する新規事業(ドクターセクレタリー事業・ハウスキーピング事業)の立ち上げ等、女性が家事や子育てと仕事を円滑に両立する為の推進を一貫して行う。

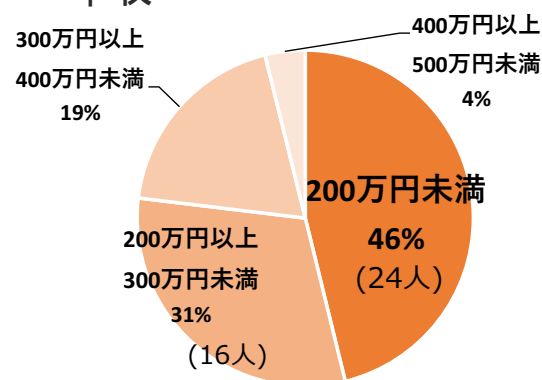
2017年6月株式会社スリーアウル設立。人材育成の課題に関する研修・コンサルティングに従事。ビジネスコーチとして従業員のコミュニケーション能力向上に関する伴走支援を得意とし、キャリア支援・ライフイベントにおける両立支援・メンター育成プログラム等を提供している。

【資格】
MCS認定マザーズティーチャー
TCS認定トラストコーチングスクールコーチ

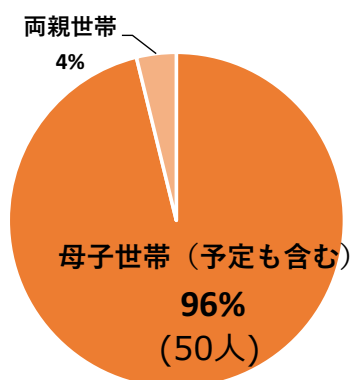
わたくし未来プロジェクトとは

参加者：52人

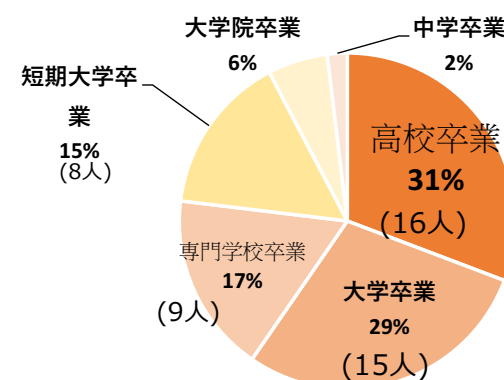
・ 年収



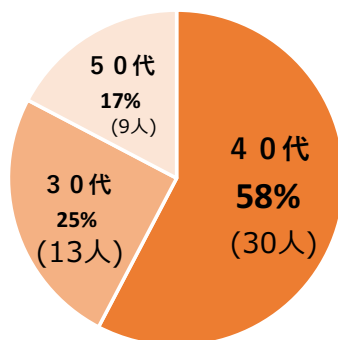
・ 世帯状況



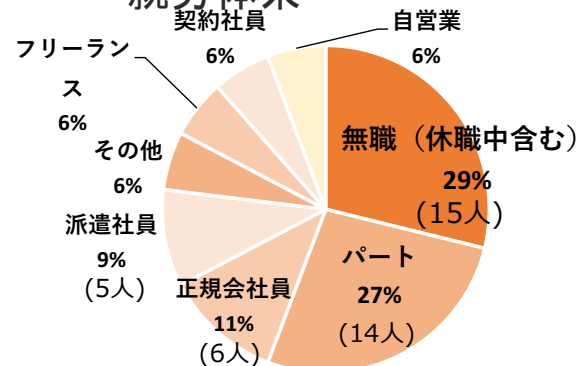
・ 学歴



・ 年代



・ 就労体系



年収が200万円未満の方が半数近い、また母子家庭及び30代と40代の方が大半。無職及び非正規雇用が多い傾向である。学歴については大学卒など、様々な対象者がいる。

アンケート結果

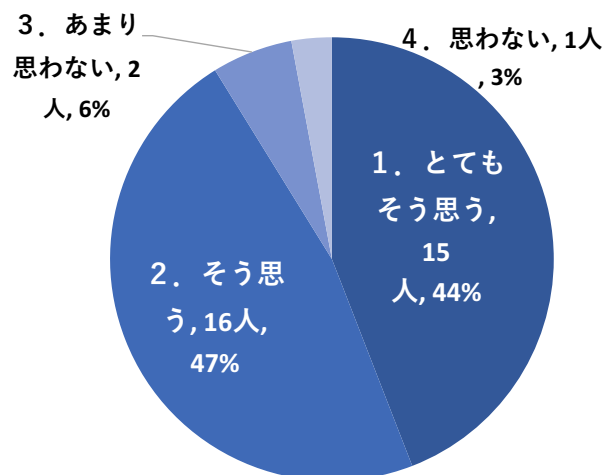
わたしみらいプロジェクトとは

■ 調査の概要

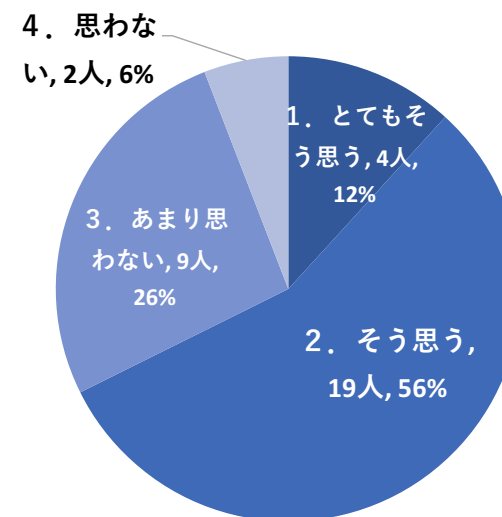
1 期プログラムに参加したすべての方に向けて、全イベント開催後にアンケートを実施した。

- ・対象：わたしみらいプロジェクトに参加したすべての方（52人）
- ・期間：2021年6月28日～現在（約2か月）
- ・回答数：34名（回収率 65%）

■ プログラム参加を通して、＜自分について＞よく考えることができましたか。



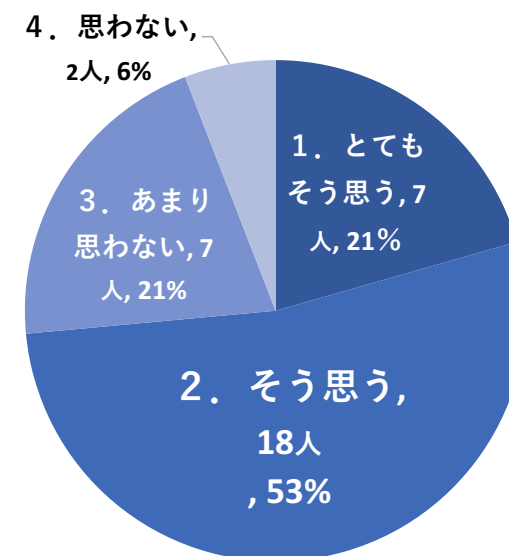
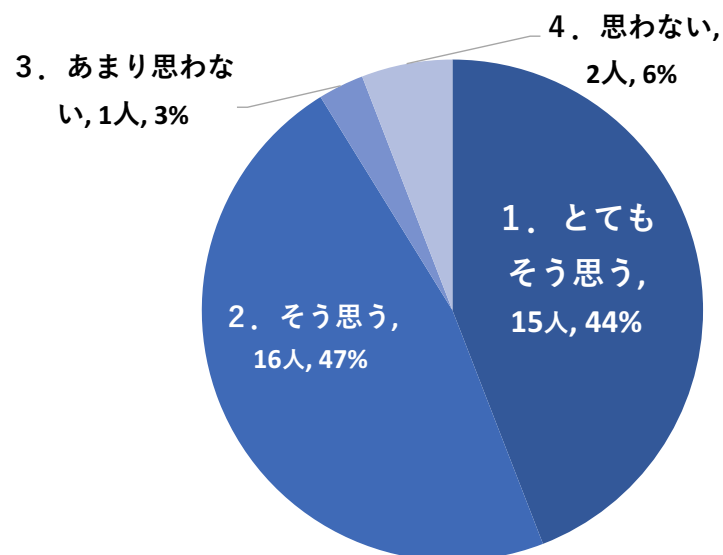
■ 他の参加者との交流を通して、＜自分の良い点＞に気づきましたか。



わたしみらいプロジェクトとは

- ・今後のキャリアのために行動しようと考えた方が、約90%となった。
- ・自分の強みを言うことができるようになったと回答した方が、約70%となった。

■ プログラム参加を通して、＜今後のキャリア形成のため＞
 に何か行動しようと考えていますか。
 ■ （開催後）自分の強みを言うことができるようになりましたか。

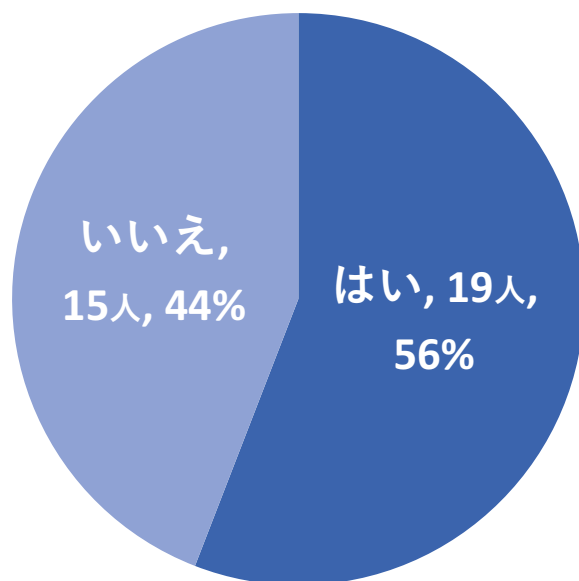


わたしみらいプロジェクトとは

- ・実際に仕事でステップアップできたと回答した方は、56%。
- ・参加者の当プロジェクトの最もよかった点は、【オンラインでの開催】。

■ プログラムに参加して仕事面でステップアップできましたか。 ■ 当プロジェクトの最もよかった点（複数回答）

最もよかった点として高かった項目が、「オンライン」での開催となった。
次は「無償」「講義の内容」と続いている。



①オンラインでの開催	②無償で提供	③講義の内容
回答数：21人	回答数：17人	回答数：15人
回答率：62%	回答率：50%	回答率：44%
※アンケートへの未回答者を除いた全体のうちの割合		

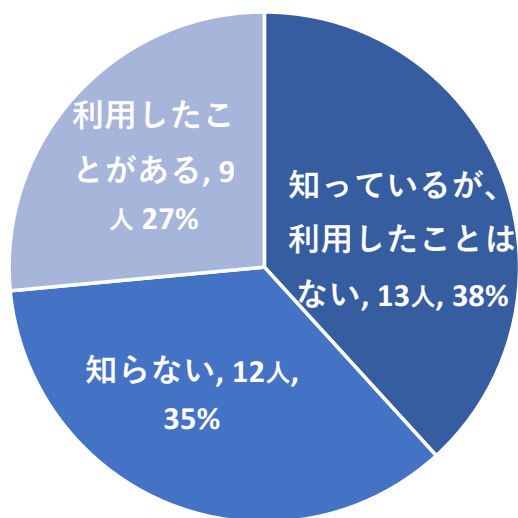
④参加しやすい雰囲気	⑤参加しやすいスケジュール
回答数：9人	回答数：4人
回答率：26%	回答率：12%

わたしみらいプロジェクトとは

- ・行政の就労支援を利用したことがない方が73%となった。内、知らないと回答した方が35%。
- ・「高等職業訓練促進給付金等事業」は、認知度は82%と高い一方で、利用率は3%と低い。

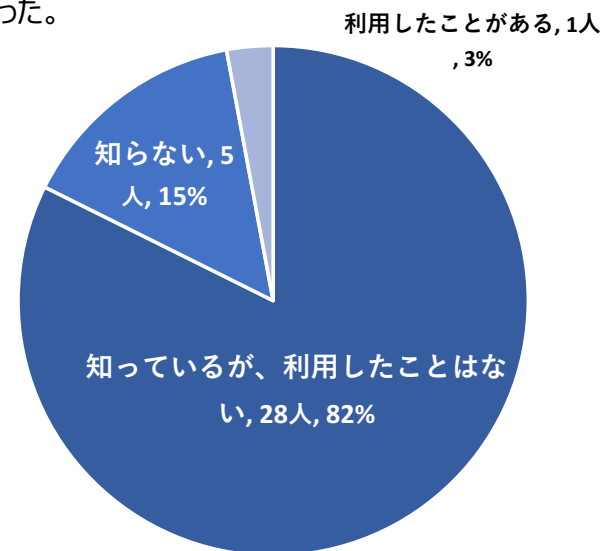
■ひとり親や生活困窮されている方のために、国や行政で様々な就労支援事業を行なっているのを知っていますか。

全体の73%が利用したことがない。「知らない」と回答した方も多い。



■母子家庭父子家庭が看護師、介護士等の資格取得を支援するための高等職業訓練促進給付金等事業を知っていますか。

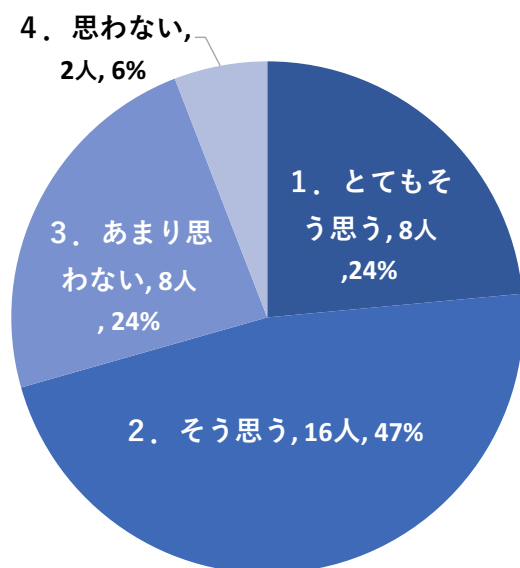
「高等職業訓練促進給付金については、「知らない」と回答した方は、左記の設問より12ポイント低い結果であったが、利用したことが無い方が82%と多数となった。



わたしみらいプロジェクトとは

- ・家族へのよい影響があったと回答した方が、60%となった。
- ・「前向きな保護者の姿を見て、子供の態度が変わった」「子供との関係性に変化があった」などの意見があった。

■（開催後）プログラム参加を通して、周囲（家族や子ども）へ良い影響はありましたか。



■コメント

いつも平常心で(過度なストレスもなく)仕事に出かける親の私の姿を見せることで、子供自身も毎日(100%は楽しめてなくても)元気に登校したり習い事を一生懸命やったり、日々規則正しく、ほぼ快適に過ごさせています。また、職場の人との交流話や自宅オンライン学び(今は週1英会話)参加を見聞かせることにより、子供も勉強以外の楽しい何かを感覚的に学び取ってくれている気がします。

自信を持って明るく子どもたちと接することができております

また、講座で教えてもらった内容や考え方を、子どもたちとシェアすることができていて、子どもたちにとっても多くの学びがありました。

私が頑張っている姿を見て、子供達もお手伝いを進んでしてくれるようになりました。

コロナで会えずにいる一人暮らしの大学生の息子や今年受験生の娘と、私も含めそれぞれの場所で目の前のことをお互いに精一杯頑張ろうと、気持ちを一つに前へ進むことができています。

自分の悪いところを客観視する事で、子に対しての注意や怒り方が、感情だけぶつける事が少なくなった。気がする。

わたしみらいプロジェクトとは

参加者

52人

更なる学びへのステップアップ

12人

企業への申し込み

14人

企業への申し込み14人内、
契約社員

1人

企業への申し込み14人内、
パート・アルバイト

3人

更なる学びへのステップアップ	全体	12人
	内、外部の講座の受講	11人
	内、資格の取得	1人

福祉サービスを利用した就職活動	全体	3人
	内、就労移行支援の活用	2人
	内、障害者就業・生活支援センターの活用	1人

就職活動	企業への応募	14人
	内、契約社員の確定	1人
	内、パート・アルバイトの確定	3人
	企業への応募前まで	3人
	内、履歴書を書く	3人

その他	職場での人間関係の改善	1人
-----	-------------	----

非正規ひとり親等の就労支援に必要な視点

非正規ひとり親等の就労支援に必要な視点

①非正規で働きながらスキルアップができる仕組みが必要

- パートの掛け持ちなど、働いていても仕事の中で新しいスキルやトレーニングを受けることがほとんどない。しかし、仕事を辞めて、高等職業訓練促進給付金等事業を受けることへの不安は大きい。
今の仕事を続けながら、ステップアップができる仕組みや、高等職業訓練促進給付金等事業の前に受けられる入り口となるような支援が有効

②忙しいひとり親でも参加しやすい事業設計

- 今の仕事、子どもの学校や保育園の行事、親の介護など非常に忙しいひとり親でも、参加できる工夫
平日夜や土日の開催、オンライン録画の視聴、振替受講など

③離脱しないための丁寧なフォローアップ

- 忙しさや子どもの悩みなどで、最後まで続けることが難しい。共に学ぶ仲間づくりや伴奏者が必要

④完全無料 できれば 給付付き

- テキスト 1 冊、資格取得の受験料の負担もためらう厳しい家計状況。受講のハードルを下げる、最後まで終了した人への報酬などインセンティブ設計

NPO 法人キッズドア 2021 年コロナ支援等の改善要望のアンケートについて

NPO 法人キッズドア理事長 渡辺由美子
2021 年 9 月

生活に困窮している家庭にとって、長引くコロナの影響は非常に深刻です。国からも家庭向けの経済支援がおこなわれているところですが、申請却下の事例や窓口対応での課題が指摘されているところです。そこでキッズドアでは以下の緊急 WEB アンケート調査を実施しましたので、結果をご報告いたします。

1. アンケート概要（目的、調査対象・期間）

家庭向けのコロナ対策支援施策のうち、国が実施している経済支援の受給状況、申請却下・拒否事例、窓口対応の課題等を把握するため、オンラインアンケートを実施。

- 対象：ファミリーサポート事業登録の世帯（高校生までの子どもを持つ世帯、約 3000 件）
- 期間：2021 年 9 月 16 日～9 月 23 日（約 1 週間）
- 回答数：706 件（回収率約 24%）

2. 調査まとめ

- 緊急小口資金はよく知られている一方で、総合支援金、小学校休業等対応助成金は認知が 50%程度。制度によって認知度にばらつきがある。
- どの支援も理由は様々だが、受給していない割合が最大となった。また、小学校休業等対応助成金、住宅確保給付金については、「申請できない（対象外等）」が最も多い割合。
- 申請や相談の際の窓口対応について、困ったり嫌な思いをしたりした経験を質問したところ、約 30% の回答者がそうした経験が「ある」と回答。窓口の職員の態度や説明のわかりにくさを指摘する声が多かった。
- 支援制度の申請却下・申請拒否の時期や、窓口での困った／嫌な思いをした経験の時期は 2021 年 8 月頃が最多。ごく最近でも、困窮家庭が申請を受けられていなかったり、窓口でネガティブな経験をしていたりする実態が見えてきた。
- コロナ関連の家庭支援制度の改善要望は、「受給要件が厳しすぎる」「制度がわかりにくい」が最多で 18%、「情報が得にくい」「申請手続きが面倒である」がそれぞれ 16%、14%と続いた。

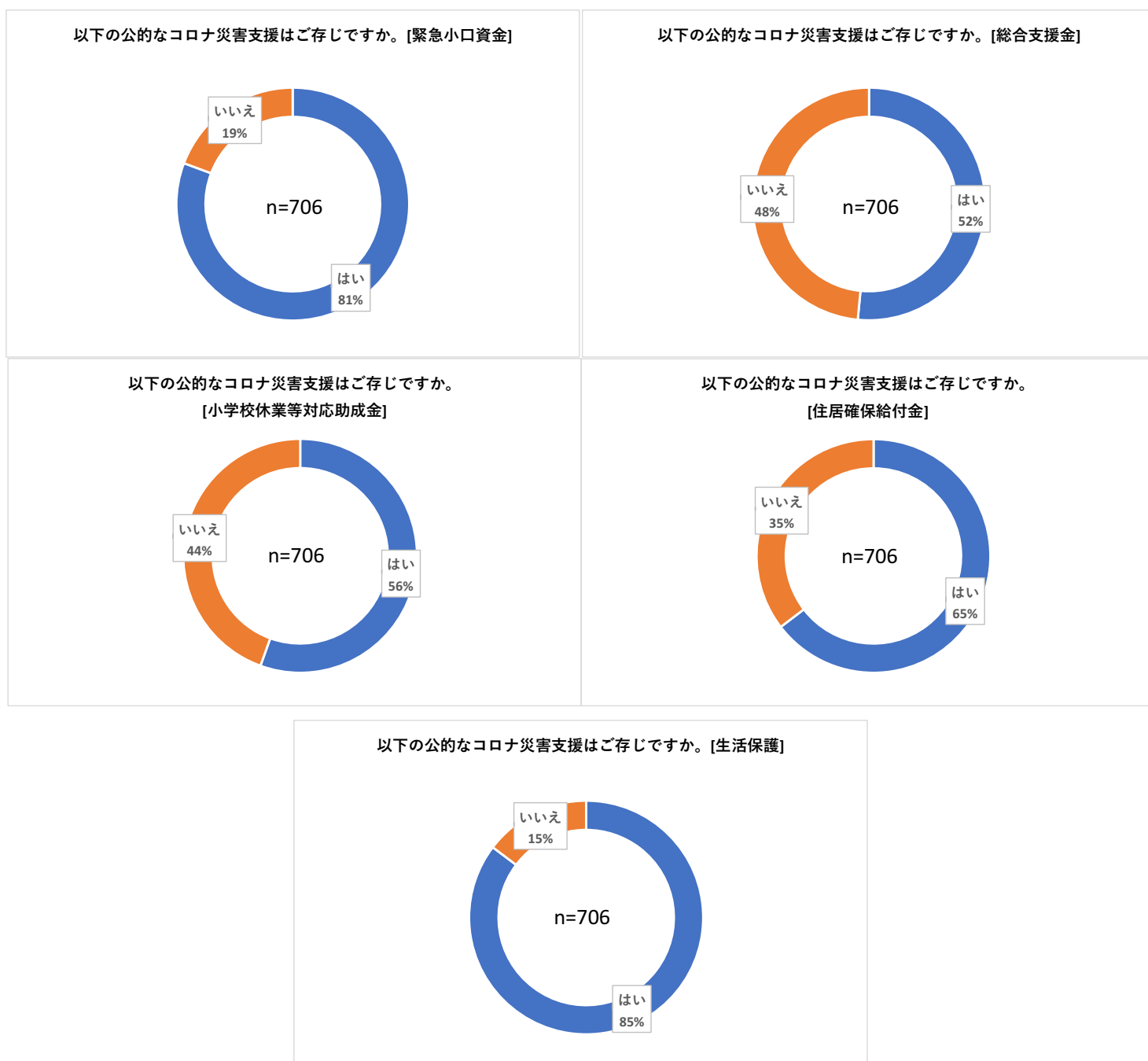
支援制度の認知度をみると、制度によって知られていない制度があるため、引き続き制度の周知・情報発信が重要である。また、窓口対応にも、改善されるべき余地が依然としてある可能性がある。

さらに、支援制度の受給要件が困窮家庭にとっても厳しすぎると感じられている実態がある。その他、制度の説明がわかりにくい、手続きの時間がかかりすぎる、金額が少額・回数制限をなくしてほしいなどの回答があり、制度の受給要件の見直しや、よりわかりやすい制度設計・説明等が求められている。

3. アンケート結果概要¹

1) 政府によるコロナの家計支援の認知度の実態

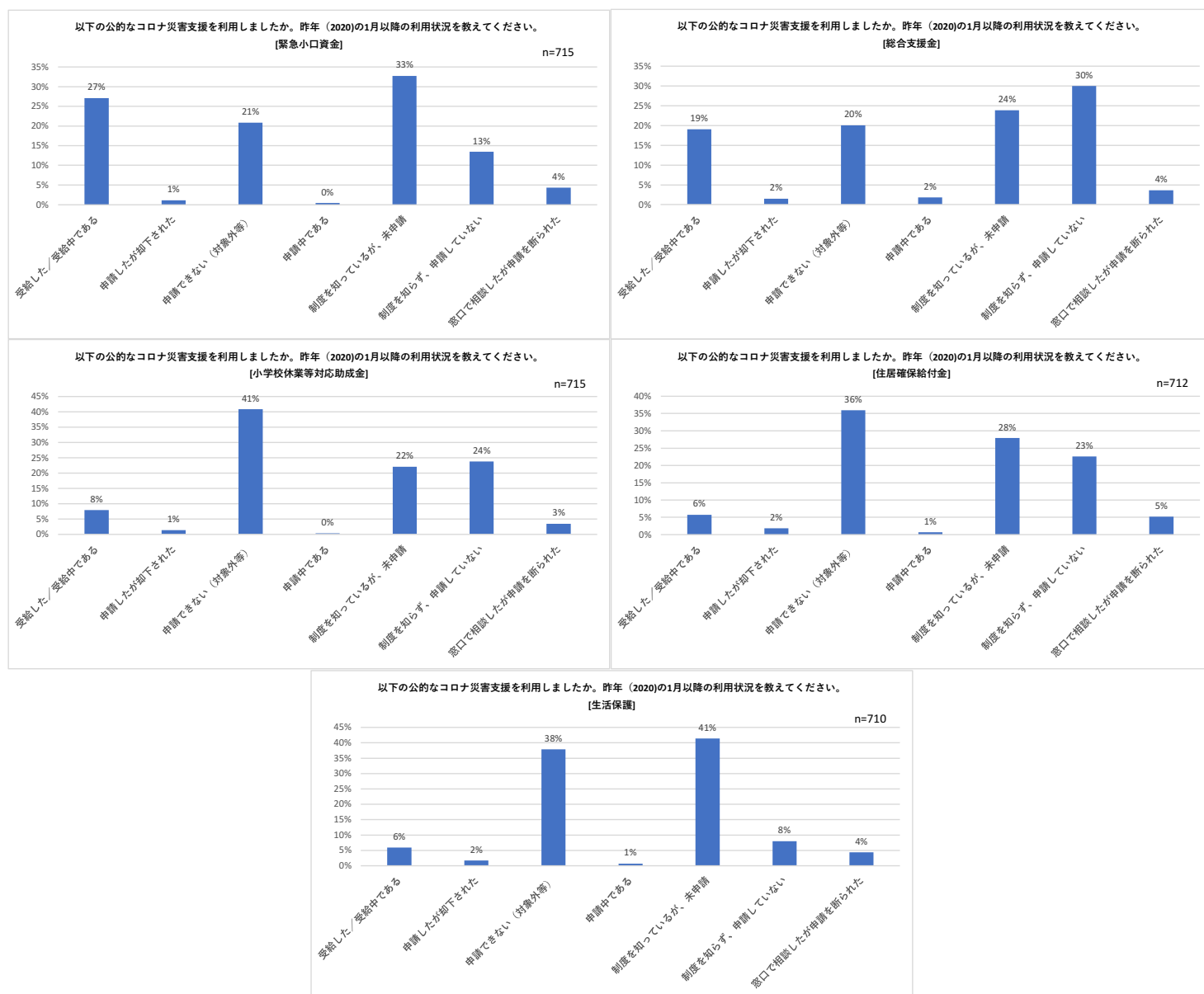
コロナ等を理由とした家計支援施策の認知度をそれぞれ質問した。緊急小口資金は生活保護とほぼ同水準の認知度であり、よく知られている一方で、総合支援金、小学校休業等対応助成金は認知が 50%程度、住居確保給付金も 65%にとどまっている。



¹ %表示がないものは複数回答可の設問であり、回答件数を記載している。

2) 各家計支援の利用状況

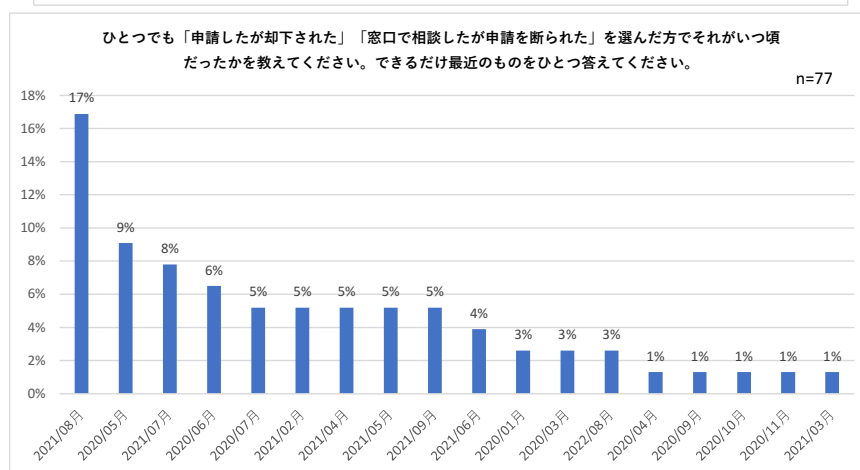
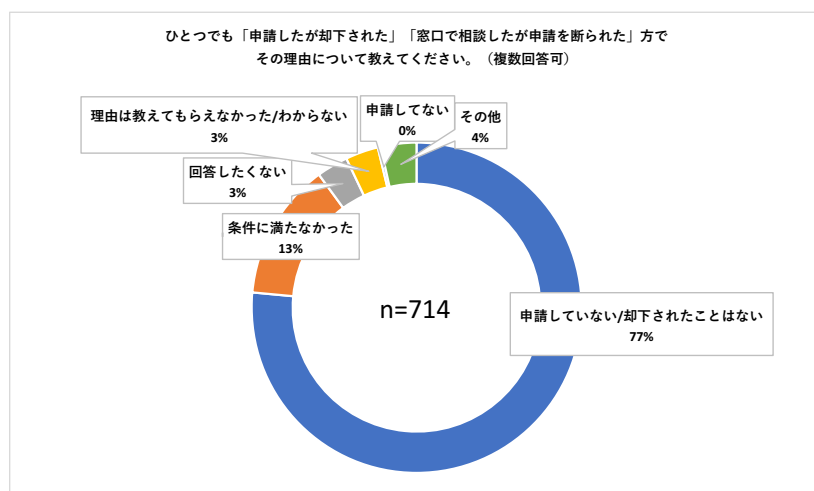
それぞれの支援について、各家庭の利用状況は以下のとおりである。どの支援も、「制度を知っているが、未申請」「制度を知らず、申請していない」「申請できない（対象外）」等理由は様々だが、受給していない割合が最大となった。また、小学校休業等対応助成金、住宅確保給付金については、「申請できない（対象外等）」が最も多い割合となっており、困窮家庭が求める支援制度となっていない可能性がある。



3) 「申請したが却下された」「窓口で相談したが申請を断られた」

各支援制度で、「申請したが却下された」「窓口で相談したが申請を断られた」と回答した者について、その理由と申請却下・申請拒否の時期を質問した。却下・拒否の理由のうち、最大のものは「条件に満たなかった」の13%だった。一方、「理由は教えてもらえなかった／わからない」という回答もごく一部が存在している。また、却下・拒否の時期は2021年8月が最多となっており、ごく最近のことであった。

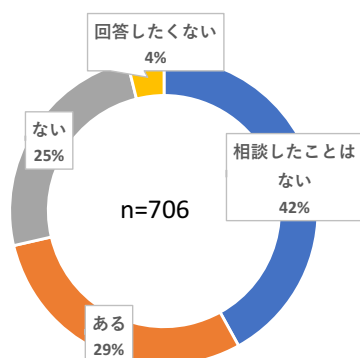
なお、「その他」回答で自由記述を設けたところ、以下のような回答が得られた(回答をそのまま掲載)。



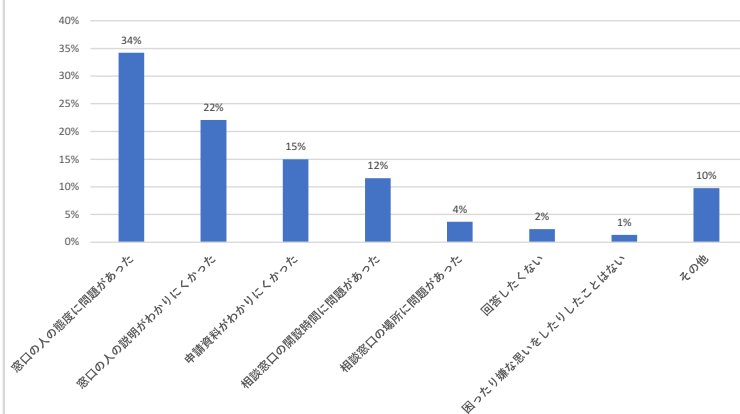
4) 各行政の対応について

申請や相談の際の窓口対応について、困ったり嫌な思いをしたりした経験を質問したところ、約 30% の回答者がそうした経験が「ある」と回答した。内容は、「窓口の人の態度に問題があった」が最多で 34%、「窓口の人の説明がわかりにくかった」が 22%、「申請資料がわかりにくかった」が 15%と続いた。また、窓口の開設時間が昼間平日のみなど、「相談窓口の開設時間に問題があった」などの回答も 12%見られた。こうした経験の時期も、2021 年 8 月 9 月がそれぞれ 12%、13%と最多。申請・相談者の立場から、依然として窓口対応にも改善されるべき余地がある可能性がある。

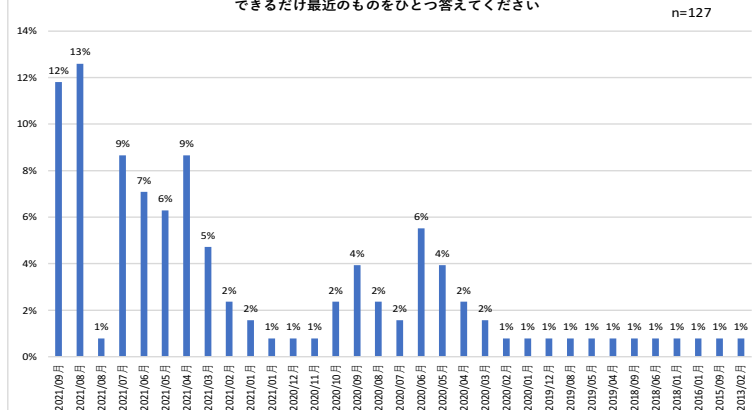
申請窓口で困ったり、嫌な思いをしたりした経験はありますか。



前の質問で「ある」と回答した方は具体的に教えてください。(複数回答可)

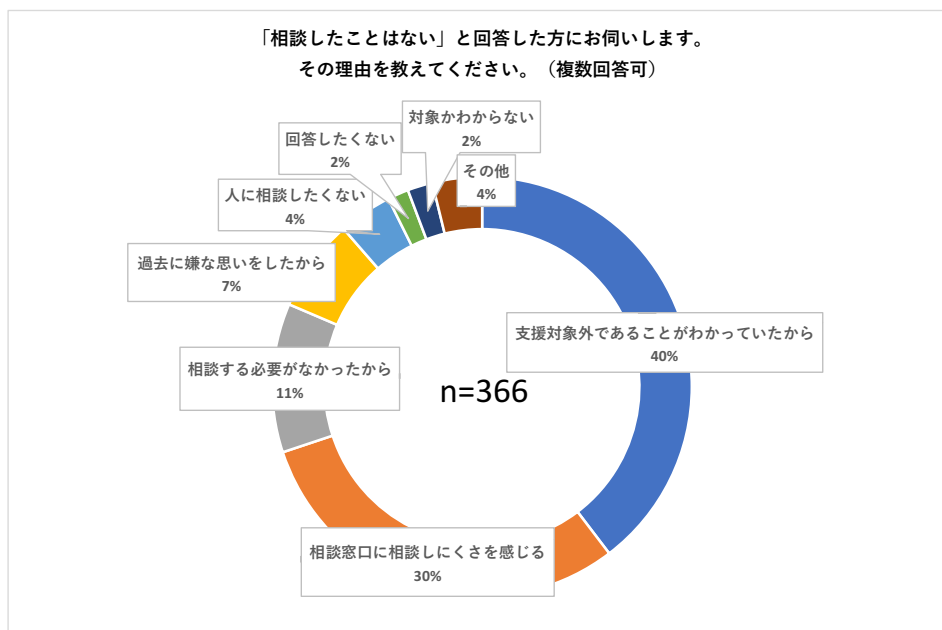


前の質問で「ある」と回答した方は、それが具体的にいつ頃だったかを教えてください。
できるだけ最近のものをひとつ答えてください



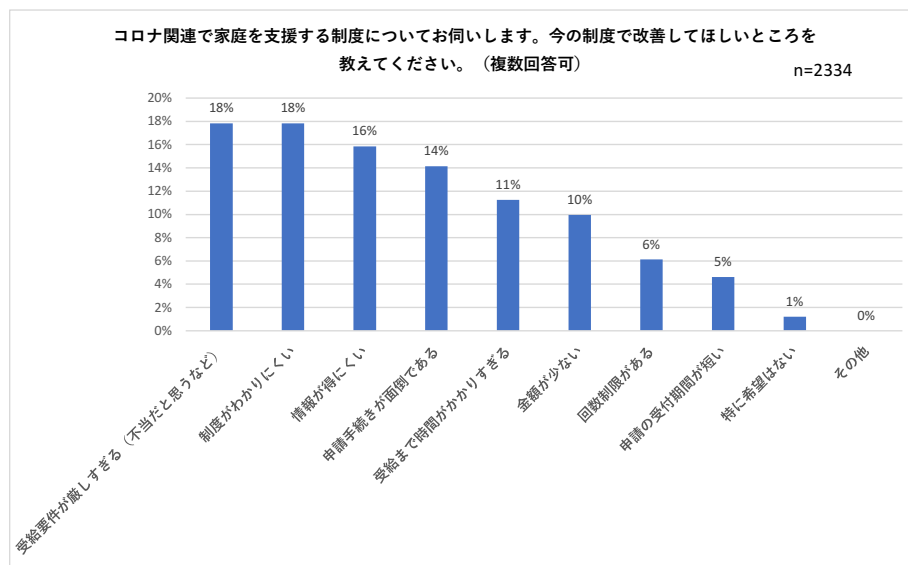
5) 窓口等で相談していない家庭の状況

窓口で相談したことはないという回答者に、その理由を質問したところ、「相談窓口相談しにくさを感じる」(30%)、「過去に嫌な思いをしたから」(7%)などの意見が出た。また、「支援対象外であることがわかっていたから」(40%)という回答をした者についても、本来であれば支援を受給したかったが対象外となってしまったことを残念に考えている者が一定数いる可能性がある(自由記述での回答から)。



6) 今後求める支援

コロナ関連の家庭支援制度について、改善要望等を質問した。「受給要件が厳しすぎる」「制度がわかりにくい」が最多で18%、「情報を得にくい」「申請手続きが面倒である」がそれぞれ16%、14%と続いた。その他、手続きの時間がかかりすぎる、金額が少額・回数制限があるなどの回答があり、特に希望はないという回答は1%のみであった。制度の受給要件の見直し、わかりやすい制度設計・説明等が求められる。



(以上)

4. 参考：家庭の経済状況等について（2021 年夏緊急提言に向けたアンケート結果より）

1) 2020 年、2021 年の収入、失業等の状況

2020 年時点で 200 万円未満／年の家庭が約 6 割を超えており、2021 年はさらに減収見込み。貯蓄額が 10 万円未満の家庭が半数を超え、コロナ禍影響下で失業、転職を経験している家庭が 3 割を超えるなど、不安定な状況に置かれている現状が浮き彫りとなった。子育てへの深刻な影響が憂慮される状況。

